

中小企業の方の 資金繰りを支援します

区内の中小企業者が経営に必要な運転・設備資金を低金利で利用できるよう、区の資金を預託した金融機関に融資をあたせんしています。金融機関等の審査を経て融資が決定した場合は、区が利子の補給（一部の融資を除く）や保証料の補助をします。

【問合せ】産業振興課産業振興係（西新宿6—8—2、B1—2新宿内）☎ (3344) 0702へ。

情報技術（IT）活用 促進資金融資

IT化のための情報関連機器等の運転・設備資金を融資します。

【利用例】運送業A社が在庫管理・配送管理システムを構築・運用

事業環境の保全・改善に必要な運転・設備資金（公害対策・ISO認証を購入）

【対象】区内に環境保全・改善の対象となる施設を所有している中小事業者

【利用例】卸売業B社が低公害車両を購入

【対象】区内に環境保全・改善の対象となる施設を所有している中小事業者

【利用例】卸売業B社が低公害車両を購入

次の①～④いずれかに該当する中小事業者に運転・設備資金を融資します。

【対象】▼①中小企業新事業活動促進法の承認を受けた事業を行う事業者、▼②産業活力再生特別措置法に基づく事業・開発を行う事業者、▼③現在行っている事業の売り上げ（生産・取引額）の3分の1以上を廃止・縮小し、転換先の事業が売上高の3分の1以上を占める事業を行なう事業者、▼④新たな事業が2年以内に全売上高の1割以上を見込める事業者

【融資限度額】500万円

【返済期間】5年以内（うち据置期間6か月以内）

【融資限度額】500万円